

個人ローン

平成28年10月1日現在

商 品 名	個人ローン
ご利用いただける方	(1)満20歳以上の方で安定継続した収入がある方 (2)(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方
お 使 い み ち	(1)申込本人または家族が健康で文化的な生活を営むために必要な資金。 (2)基金保証付消費者ローンまたは当金庫消費者ローンの借換資金 ※以下の資金は対象となりません。 ①事業資金 ②株式取得資金(自社株取得、設立・増資に伴う払込資金含む) ③投機的な性格の資金(ギャンブル等含む) ④転貸資金・援助資金 ⑤税金支払い資金(貸付金により当金庫で納付する相続税、贈与税は除く) ⑥旧債返済資金(上記(2)を除く)
ご 融 資 金 額	1万円以上500万円以内(1万円単位) ※しんきん保証基金の保証付既往残高を含みます。
ご 利 用 期 間	3か月以上10年以内となります。
ご 融 資 利 率	固定金利…契約時の当金庫所定の利率となります。 ※当金庫とのお取引内容により金利優遇がございます。
ご 返 済 方 法	契約時に指定した返済用口座より毎月元金均等・元利均等割賦返済(元金返済据置期間は6か月以内)とし、ご融資金額の50%以内につき6か月毎の増額(ボーナス)返済併用も可能とします。
保 証 人 ・ 担 保	(一社)しんきん保証基金が保証しますので保証人・担保は不要です。
手 数 料 ・ 保 証 料	(1)当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。 (2)保証料はご融資金利に含まれます。
必 要 書 類	(1)本人確認書類 (2)公的所得証明書、源泉徴収票、税務署・市町村の収受印のある確定申告書、年金裁定通知書のいずれかの写し (3)注文書または見積書(お使いみちが確認できる書類)

	<p>(4)ご通帳・ご印鑑</p> <p>(5)その他金庫が必要とする書類</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1)お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(2)現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問合せください。</p>